

重粒子線がん治療に係る 治療費助成について

1 対象となる方

- ・山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線がん治療を受けた山形市民の方
- ・山形市内に1年以上住所を有する方
- ・山形市の市税等に滞納がない方
- ・世帯の課税総所得が600万円以下の方

2 対象となる治療

山形大学医学部東日本重粒子センターで受けた重粒子線治療のうち、公的医療保険が適用とならない先進医療によるがん治療（病院で御確認ください）

3 助成の内容

照射治療費－先進医療特約保険の給付金等（上限62万8千円）

申請できる方：照射治療費を支払った患者本人（代理申請可）

助成の流れ：（1）照射治療費の支払い



（2）治療費助成の交付申請

必要書類（★は窓口及び市ホームページに御用意しております）

- ①申請書（様式第1号）★
- ②誓約書兼個人情報の取得に関する同意書（様式第2号）★
※朱肉印の押印が必要です。
- ③重粒子線がん治療の日程が分かる書類
（例）予診票の写し
- ④照射治療費の支払を証明する書類
（例）領収書の写し、先進医療特約保険等の給付金の額が分かる書類
- ⑤課税証明書等
（申請者及びその同世帯の方に、次のA、Bに該当する方がいる場合のみ）
 - A 申請日が令和5年4月1日～同年5月31日で、
令和3年1月1日時点で山形市に住所のない方がいる場合
→その方の令和3年の所得及び課税を証明する書類
 - B 申請日が令和5年6月1日～令和6年3月31日で、
令和4年1月1日時点で山形市に住所のない方がいる場合
→その方の令和4年の所得及び課税を証明する書類
- ⑥委任状及び代理人の身分証明書（代理申請の場合のみ）

お問い合わせ

健康医療部健康増進課管理係

〒990-8580 山形市城南町一丁目1番1号霞城セントラル4階

電話番号：023-616-7270

メール：kenko@city.yamagata-yamagata.lg.jp